

「子ども・子育て支給認定証」のご案内

郡山市 保育課 TEL 024-924-3541

子ども・子育て支給認定証を発行しました

施設利用の申込時に、保護者から就労等の理由を添えた申請書類の提出を受け、市は「子ども・子育て支援制度」に基づき、保育の必要性を認定しました。

認定した内容につきましては、お手元に届きました子ども・子育て支給認定証をご確認ください。

大切に保管し、認定期間満了日にご注意ください

子ども・子育て支給認定証は、施設や市から提示を求められることがありますので、大切に保管してください。

認定期間満了後も引き続き保育を必要とする場合は、認定更新の手続きが必要となりますので、認定期間が満了になる前に認定更新手続きのための書類を提出してください。

子ども・子育て支給認定証の読みかた

第4号様式（第5条関係）

子ども・子育て支給認定証		
認定番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
保護者	住所	郡山市朝日一丁目23番7号
	フリガナ	コリヤマ アサカ
	氏名	郡山 あさか
	生年月日	〇年〇月〇日
児童	フリガナ	コリヤマ ガクト
	氏名	郡山 がくと
	生年月日	〇年〇月〇日
1	認定区分	2号認定子ども
2	認定事由	求職活動
	保育必要量	保育標準時間
3	認定期間	令和〇年10月1日から 令和〇年12月31日まで
	交付年月日	令和〇年10月1日
		郡山市長 〇〇 〇〇

1 認定区分

認定は児童の年齢により2号と3号に区分されます。

2 認定事由

認定事由ごとに認定期間は決まっています。父母の認定事由が異なる場合は、短い認定期間が適用されます。
(例) 父：就労、母：求職活動
→求職活動の認定期間3か月が適用

3 認定期間

4 保育必要量

施設利用の時間区分は2つあります。

保育標準時間	1日11時間まで利用可能
保育短時間	1日8時間まで利用可能

※認定された内容が変更となる場合は、認定変更手続きのための書類を提出してください。

認定内容の変更・認定満了による更新	認定区分	対象年齢	認定事由	認定期間	提出書類	教育・保育給付認定変更申請書
	2号	満3歳以上	就労 ※産休・育休中を含む 妊娠・出産 保護者の疾病・障がい 同居親族の介護・看護 災害復旧 求職活動 就学・職業訓練	退職まで雇用（無期雇用）の場合、小学校就学前まで※働き始めたばかり等で勤務実績が確認できない場合は、期間をいったん4か月で区切ります 雇用期間の定めがある場合は、雇用期間の翌月まで 出産予定日8週前の月の初日から出産後8週経過した月の末日まで 病状等が回復するまで 病状等が回復するまで 災害の復旧に要する期間 3か月まで 保護者の卒業又は修了予定日の属する月まで	6か月を超える場合は、6か月を経過する日以降における9月末日または3月末日までのいずれか早い期間	
3号	0~2歳	認定事由ごとの認定期間や提出書類は2号認定と同じ ※3号認定の上限は、満3歳になる誕生日の2日前までです。認定事由が有効であれば、満3歳前に市から新しい認定証を送付します。				

- 認定証の内容に変更がある
- 認定期間の満了が近づいてきた

手続きに必要な書類を保育課へ提出してください

